

(案)

第45回原子力委員会
資料第2号

10原委第81号
平成10年8月4日

内閣総理大臣 殿

原子力委員会委員長

京都大学原子炉実験所の原子炉の設置変更
(研究用原子炉施設の変更) について (答申)

平成10年7月8日付け10安(原規)第123号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号(経理的基礎に係る部分に限る。)に規定する基準の適用については妥当なものと認める。